

市川市新型コロナウイルス感染症 に係る緊急経済対策

令和2年4月14日

施策別事業一覧

項目	事業名	事業費
中小企業及び 個人事業主への支援	事業者緊急支援事業臨時給付金	2,404,161千円
	中小企業資金繰り（利子補給等）	144,188千円
生活に困っている 世帯や個人への支援	減収対策緊急支援給付金	2,150,529千円
	児童扶養手当緊急支援給付金	235,180千円
	傷病手当の支給拡大	25,000千円 （一般会計繰出金8,334千円）
	市税徴収猶予の簡素化	約680,000千円（影響額）
	国民健康保険税及び 介護保険料の徴収猶予	国保 約76,000千円（影響額） 介護 約5,000千円（影響額）
	下水道使用料の徴収猶予	約8,000千円（影響額）
	保育園保育料の減額	約105,000千円（影響額）
義務教育の継続	教育 I C T 環境整備事業	203,300千円
雇用の維持	内定取消及び雇止め者の 会計年度任用職員への採用	既定予算対応
事業規模		約60億円

※影響額＝歳入予算から減額がみこまれるものの補正予算には計上しないもの

事業一覧

- 1 事業者緊急支援事業臨時給付金 3 ページ
- 2 中小企業資金繰り支援（利子補給等） 3 ページ
- 3 減収対策緊急支援給付金 3 ページ
- 4 児童扶養手当緊急支援給付金 4 ページ
- 5 教育 I C T 環境整備事業 4 ページ
- 6 傷病手当の支給拡大 4 ページ
- 7 市税徴収猶予の簡素化 5 ページ
- 8 国民健康保険税・介護保険料の徴収猶予 5 ページ
- 9 下水道使用料の徴収猶予 5 ページ
- 10 保育園保育料の減額 6 ページ

事業概要

事業名	1 事業者緊急支援事業 臨時給付金	2 中小企業資金繰り支援 （利子補給等）	3 減収対策緊急支援 給付金																		
担当課	商工業振興課	商工業振興課	市民税課																		
目的	新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る事業者独自の取り組みを支援すること。	新型コロナウイルス感染症に起因する影響を受けた中小企業や者に対する資金繰りの支援	新型コロナウイルス感染症に起因した収入が減少した家計収入の支援																		
対象	市内に主たる事務所又は事業所のある中小企業又は個人事業主 ※想定最大対象者数：約12,000	①市内に主たる事業所があるもの ※法人の場合事業実態がある本店 ②市のセーフティネット保証4号又は5号の認定を受けた事業者 ③県のセーフティネット資金の「市町村認定枠」の融資利用者	前年度の収入500万円以下かつ前年同期比20%以上減収見込みの者																		
制度	【給付額】 上限20万円 【対象】 感染症拡大防止の取り組みに対する給付及び補助 （1）休業・短縮営業の実施 （2）その他感染症拡大防止に対する取り組み ・店舗の消毒、マスクや消毒液の購入 ・テレワークの実施 ・イベントやセミナーの中止 など	【補助対象融資限度額】 20,000千円 【利子補給】 融資実行から3年間分の利子を最大全額補助（補給率1％） 【信用保証補助】 融資実行から3年間分に相当する信用保証料を最大全額補助 【資金使途】 運転資金 ※国の資金繰り支援内容によって変更となる可能性あり	上記対象者に令和元年度の住民税相当額を支給（全納税義務者の10％相当） <table><tr><td>給与収入額</td><td>給付額</td></tr><tr><td>500万円</td><td>222,000円</td></tr><tr><td>400万円</td><td>166,000円</td></tr><tr><td>300万円</td><td>108,500円</td></tr><tr><td>200万円</td><td>56,900円</td></tr><tr><td>100万円</td><td>7,700円</td></tr><tr><td colspan="2">合計額：1,809,000千円</td></tr><tr><td>非課税者 5,000円（均等割額）</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">合計額： 290,000千円</td></tr></table>	給与収入額	給付額	500万円	222,000円	400万円	166,000円	300万円	108,500円	200万円	56,900円	100万円	7,700円	合計額：1,809,000千円		非課税者 5,000円（均等割額）		合計額： 290,000千円	
給与収入額	給付額																				
500万円	222,000円																				
400万円	166,000円																				
300万円	108,500円																				
200万円	56,900円																				
100万円	7,700円																				
合計額：1,809,000千円																					
非課税者 5,000円（均等割額）																					
合計額： 290,000千円																					
事業費	2,404,161千円	144,188千円	2,150,529千円																		

事業概要

事業名	4 児童扶養手当緊急支援給付金	5 教育ICT環境整備事業	6 傷病手当支給の拡大
担当課	こども福祉課	教育センター	国民健康保険課
目的	新型コロナウイルス感染による経済的影響を受けやすいひとり親世帯等に対し、生活の支援を図る	休校により児童生徒が自宅においてタブレットを利用して学校からの学習動画等の視聴を可能とし、学習支援を図るもの	新型コロナウイルス感染症に感染した者等の収入減少に対する家計収入の支援
対象	児童扶養手当受給者 (～高校卒業(18歳)まで)	公立小・中学校等の児童生徒で学校からの学習動画等の配信が受けられる環境が整っていない家庭	国民健康保険に加入している被保険者である被用者のうち新型コロナウイルス感染症(感染者及び疑いのある者)により、出勤停止等の措置により休業した者
制度	児童扶養手当受給者に臨時給付金を支給するもの(所得制限あり)。 【国の制度】 所得に応じて 43,160円～3,060円/月まで ※定期支給：奇数月の年6回 【支給日】 定期支給月の翌月末 (支給回数：偶数月3回) 【給付額】 第1子 40,000円 第2子加算 20,000円 第3子以降加算 10,000円	公立小・中学校等でパソコン等の無い家庭に対して、アクセス可能なタブレット等を貸し出すもの。 【想定貸出台数】 6,000台 【想定賃借料】 3年間リースで600,000千円	生計費に充てる賃金に代わるものとして支給するもの。 【把握方法】 申請方式 直近の継続した3か月の給与等 【支給額】 1日当たりの支給額×休暇日数 ※1日当たりの支給額 (直近3か月の給与収入の合計 ÷就労日数) 支給額の2/3は、国庫補助対象 <u>残りの1/3を市単により上乗給付</u> 《条例改正要》
事業費	235,180千円	203,300千円	25,000千円 (繰出金8,334千円)

事業概要

事業名	7 市税徴収猶予の簡素化	8 国民健康保険税及び介護保険料の徴収猶予	9 下水道使用料の徴収猶予
担当課	納税・債権管理課	国民健康保険課・介護福祉課	下水道経営課
目的	新型コロナウイルス感染症に起因した収入が減少した家計負担の軽減	新型コロナウイルス感染症に起因した収入が減少した家計負担の軽減	新型コロナウイルス感染症に起因した収入が減少した家計負担の軽減
対象	新型コロナウイルス感染症に起因する収入が減少した市税納税義務者（個人・法人・固定・都計税等） ①災害により財産に相当な損失 ②本人又は家族が病気 ③事業廃止又は休止 ④事業に著しい損失	新型コロナウイルス感染症に起因する収入が減少した国民健康保険税及び介護保険料（普徴に限る）納付義務者 原因は左記①～④と同じ	新型コロナウイルス感染症に起因した収入が減少した下水道使用料納付義務者
制度	納税猶予の申請の簡素化を図るもの（個別対応）。 【国制度】 ・前年同期比概ね20%以上の減 ・収支や財産状況の証拠書類要す ・無担保 ・延滞金無 【拡大内容】 ・収入減少の制限なし ・提出資料の簡素化	・国民健康保険税条例に規定あり。 ※市税の例により納税猶予の簡素化を行う。 ・市川市介護保険条例に規定あり。 徴収猶予制度の積極的活用を図るもの。	下水道条例及び下水道使用料条例施行規則に規定あり。 徴収猶予制度の積極的活用を図るもの。
事業費	約680,000千円 （影響額）	国保 約76,000千円 介護 約5,000千円 （影響額）	約8,000千円 （影響額）

事業概要

事業名	10 保育園保育料の減額
担当課	こども施設入園課
目的	新型コロナウイルス感染症に起因する収入減少に伴う家計支出の負担抑制
対象	公立保育園 私立保育園 小規模保育事業所 等通園児
制度	【減額制度】 ・感染予防のため、登園を自粛した際には、休園した分の保育料を還付するもの。
事業費	約105,000千円 (影響額)